

○ 卒業の認定に関する方針

学則第 20 条の規定に基づき、規定の修業年限以上在学し、卒業に必要な単位数（学則第 7 条に定められた科目）を修得した者に卒業を認める。

なお、卒業に必要な単位数は、次のとおりである。

○ 第一看護学科

| 科目区分   | 単位数 |
|--------|-----|
| 基礎分野   | 14  |
| 専門基礎分野 | 22  |
| 専門分野   | 70  |
| 卒業必要単位 | 106 |

○ 第二看護学科

| 科目区分   | 単位数 |
|--------|-----|
| 基礎分野   | 9   |
| 専門基礎分野 | 15  |
| 専門分野   | 50  |
| 卒業必要単位 | 74  |